

06 静保健障推第 612 号
令和 6 年 5 月 24 日

児童発達支援事業所
放課後等デイサービス事業所 各位

静岡市長 難波 喬司
(障害者支援推進課)

静岡市における事業所間連携加算の取扱いについて

日頃より、本市の障害児支援行政にご理解ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、この度、令和 6 年度報酬改定に伴い、児童発達支援及び放課後等デイサービス利用時において、セルフプランで複数事業所を併用する場合に、事業所間で連携を図り、子どもの状態や支援状況の共有等の情報連携を行った場合に評価を行う、「事業所間連携加算」が創設されました。

これに伴い、本市における「事業所間連携加算」に係る「事業所間連携加算確認書」の取扱いを下記のとおり定めますので、ご理解ご協力をお願い申し上げます。

また、本件取扱いについては、令和 6 年 6 月 1 日以降の申請分から取扱いを開始します。

なお、事業所間連携加算の内容については、こども家庭庁支援局障害児支援課発出の事務連絡「事業所間連携加算の創設と取扱いについて」をご確認ください。

記

1、事業所間連携確認書の対象

児童発達支援又は放課後等デイサービスにおいて、セルフプランにより支給決定を受け、かつ児童発達支援又は放課後等デイサービスの内で複数の事業所を利用する場合に対象となります。

※ 同一法人内の複数事業所のみを利用する場合は対象外

※ 児童発達支援又は放課後等デイサービス以外のサービスは対象外

2、事業所間連携加算の様式

様式は、国の参考様式のとおりとします。様式は、市ホームページに掲載予定です。

様式上部は、対象サービスを利用する保護者からの同意書。様式中央は、対象事業所の確認結果欄。様式下部は「コア連携事業所」となる事業所の選定結果を記載します。

3、事業所間連携加算確認書の提出時期

基本的には、児童発達支援又は放課後等デイサービスのサービス申請時に、区障害者支援課がサービス申請の保護者から提出いただきます。

サービス申請受理時、又は面接調査等の勘案事項整理を行う際の聞き取り調査から、加算の要件に該当する場合は、確認書の様式を交付し、同意の署名及び利用予定事業所の記載を保護者に行っていただきます。(国通知II-2-(1)(2))

- ※ 確認書の作成自体は、加算の算定要件ですが、サービス支給決定の要件ではないため、サービス申請時に限らず、サービス有効期間中に取扱いが生じる可能性があります。
- ※ 保護者の同意が得られない場合や「コア連携事業所」を承諾いただける事業所が存在しない場合は、「事業所間連携加算確認書」の交付は行いません。

4、コア連携事業所の選出

確認書に記載された利用先（利用予定）事業所の中から、区障害者支援課は、「コア連携事業所」を選出します。

国通知では①「中核機能強化事業所加算」を算定している事業所、②上限管理を行う事業所、を選出例として挙げていますが（国通知II-2-(3)）、当市では、現時点で①に該当する事業所が少ないため、障害児通所のセルフプラン決定数からすれば、①では件数を捌ききれないことが想定されます。

そのため、当面の間は、②の上限管理を行う事業所を「コア連携事業所」に選出することを基本とします。

当市の上限管理事業所の選出基準としては、複数の通所サービス併用の場合、利用日数が多い事業所を優先する取扱いとなっているため、「コア連携事業所」についても、利用日数の多い事業所から順に、実施可否の意向確認を行うことを基本とします。事業所への意向確認は区障害者支援課から電話にて行います。

実施可否の結果については、確認を応答した事業所側担当者氏名（児童発達支援管理責任者又は管理者）クラスからの応答が想定されています。）を含め、確認書様式中央に記録を行います。

- ※ 上記の選出基準は、固定的に定められているものではないため、事業所間の話し合い等により、①②以外の事業所が「コア連携事業所」に手上げをすることになっても差し支えありません。

5、事業所間連携加算確認書及びセルフプランの交付

「コア連携事業所」を選出した結果は、作成した「事業所間連携加算確認書」の写しを、別にサービス申請時に受領している「セルフプラン」の写しとともに、保護者及び「コア連携事業所」に交付することとされています。（国通知II-2-(5)）

当市では、区障害者支援課が「事業所間連携加算確認書」と「セルフプラン」の写しを2部作成し、保護者宛てにサービスの支給決定通知及び受給者証の交付（郵送）を行うものに同封して、送付する扱いとします。その交付を受けた保護者から「コア連携事業所」になった事業所に対し1部を提出していただくことになります。

6、加算の算定

算定要件については、こども家庭庁ホームページに掲載されている「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（PDF／2.9MB）」により確認してください。

【 URL : <https://www.cfa.go.jp/policies/shougaijishien/shisaku/hoshukaitei> 】

なお、本加算の算定要件として、個別支援計画の共有並びに支援の連携を目的とした事業所間連携会議を開催し、情報共有及び連携を図ることとなっております（国通知II-3-①②）。

また、「コア連携事業所」については、事業所間連携会議の内容及び対象児童の状況や支援に関する要点についての記録を行い、関係事業所、市、保護者に共有を行う必要があります（国通知II-3-③。記録の様式は自由ですが、別紙「事業所間連携に係る記録」を参考様式として作成しましたので、必要に応じ活用してください。）。

上記の記録は、会議を行った日が属する月の翌月10日までに支給決定区の障害者支援課へ提出してください。その際、あわせて各事業所の個別支援計画を添付してください。

区障害者支援課への記録の提出時には、障害児及び保護者の状況等を踏まえて、急ぎの障害児相談支援の利用の必要性の要否について併せて報告してください。提出する記録に要否について記載がある場合は、それをもって報告として取り扱います。

7、施行時期

事業所皆様に取扱いを周知する期間を考慮し、令和6年6月1日以降に受理する児童発達支援又は放課後等デイサービスのサービス申請（新規又は更新）から適用します。

また、既に児童発達支援又は放課後等デイサービスをセルフプランにて決定されている児童については、令和6年6月1日以降、順次手続きを進めます。

※本取扱いについては、今後の国通知又はQ&Aの発出により変更される可能性があります。

静岡市保健福祉長寿局健康福祉部
障害者支援推進課 自立支援係

TEL : 054-221-1098

- 確認書に関するお問合せ
山崎・小松
- 請求に関するお問合せ

三上